

## 令和8年度 町単 役場庁舎等クラウド型電話交換機等導入業務仕様書

### 1. 件名

令和8年度 町単 役場庁舎等クラウド型電話交換機等導入業務

### 2. 業務概要

現在利用中である電話交換装置や、多機能電話機等の設備老朽化を踏まえ、新たにクラウド型電話交換機のシステムを使用する。また、新たにスマートフォンの内線活用などを業務効率化に繋がる設備更新とする。

### 3. 対象施設

施設名	住所
御代田町役場	御代田町大字馬瀬口 1794 番地 6
教育委員会	御代田町大字馬瀬口 1901 番地 1 エコールみよた内
図書館	御代田町大字馬瀬口 1901 番地 1 エコールみよた内
博物館	御代田町大字馬瀬口 1901 番地 1 エコールみよた内
雪窓保育園	御代田町大字御代田 4107 番地 117
やまゆり保育園	御代田町大字馬瀬口 2091 番地 6
社会体育係 (B&G)	御代田町大字御代田 4107 番地 72
学校給食係	御代田町大字御代田 2718
大林児童館	御代田町大字御代田 4107 番地 151
東原児童館	御代田町大字馬瀬口 1499 番地 2

### 4. 期間

- ① 納品期限：令和8年11月30日まで
- ② 利用期間：令和8年12月1日から令和13年11月30日まで（予定）（PBX）  
令和8年12月1日から令和11年11月30日まで（予定）  
（スマートフォン）  
（期間満了後、スマートフォンのみ賃貸借期間延長等を想定）

### 5. 内容・要件

- ① 受託者は業者決定後、すべての納品場所について調査を行い、設置環境に最も適した機器の設置方法や構成等について御代田町総務課に助言を行うこと。これによる導入時の機器数量や構成等の変動は見込んであるものとする。
- ② クラウド電話交換機サービスは下記のスペックとする。  
（ア）クラウド型電話交換機は日本国内で開発した交換機であること。

- (イ) クラウド型電話交換機があるデータセンターは日本国内であること。
  - (ウ) クラウド型電話交換機は冗長性があり、自動的に切り替える仕様としていること。
  - (エ) サービス開始から5年以上経過していること。
  - (オ) スマートフォンの内線連携はキャリア FMC 内線連携（キャリア音声網利用）であること。
  - (カ) 自治体本庁舎でクラウド型電話交換機及びキャリア FMC の導入実績があるサービスであること。
  - (キ) クラウド型電話交換機の設定内容などについて管理者からの問い合わせを受け付けるカスタマーセンターを有すること。24時間365日の故障受付の体制を持っていること。
  - (ク) クラウド型電話交換機と設置先の接続は NTT 東日本のフレッツサービスを利用すること。
  - (ケ) クラウド型電話交換機との接続はインターネット VPN 以上とすること。
  - (コ) 固定電話番号は、既存の NTT 東日本の固定電話回線を利用すること。
  - (サ) 固定電話回線の収容は 24ch24 番号とする。なお、BRI や PRI 接続ではなく、ONU から収容機器への直収とすること。
  - (シ) 固定電話回線を利用した通話は全て録音されること。録音されたデータは5年程度保存できること。
  - (ス) 現在接続されている長野県防災システムを継続して利用できることが望ましい。継続利用するに当たっては、防災システムの構築ベンダーと打合せを実施すること。
  - (セ) 内線番号は4桁以上で設計できること。ただし、運用時の内線番号桁数は統一した桁数とする。
  - (ソ) 保留グループ数は1グループあたり3つまでとし、100グループまでの保留グループができること。
  - (タ) 番号変更などの設定は、受託者側で実施するか、あるいは、委託者管理者にて管理画面にて操作できるようにすること。受託者はそのための依頼方法もしくは操作マニュアル類を準備すること。
- ③ IP 多機能電話機については以下の仕様とする
- (ア) 34 台の調達とする
  - (イ) 1 台の電話機で複数電話番号の着信が可能であること。
  - (ウ) 着信音の鳴り分けが可能なこと。
  - (エ) AC アダプタではなく、PoE 給電とすること。
- ④ スマートフォンについては以下の仕様とする
- (ア) 220 台の調達とする

- (イ) 本調達で導入する PBX と連携し、内線通話、代理応答、着信識別、転送、不在転送、NTT 東日本のひかり電話収容番号での発信が可能なこと。また、キャリア回線の電話番号も利用できること。
- (ウ) 端末は契約期間中レンタルとすること。
- (エ) 端末の機種は問わない。ただし OS は Android とする。販売から 1 年以内のモデルを納品すること。プロポーザル審査において、導入予定機種について説明すること。なお、初期費用に端末ケース・フィルム等の費用を含むこと。
- (オ) 端末の色は可能な限りすべて同色とすること。
- (カ) 端末についてはすべて新品とすること。ただし、故障等による交換品についてはリフレッシュ品でも可とする。
- (キ) 通信事業者は、電気通信事業法第 9 条に規定する総務大臣の登録を受け、移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であること。
- (ク) データ通信については、1 台あたり 2GB/月利用可能であり、スマートフォン全回線分を共有できること。また、回線毎の月内通信量を管理者等が随時確認できること。規定のデータ通信量を超えた場合にも利用を継続できる方法があること。
- (ケ) 契約期間中に LTE 及び 5 G 回線を利用できること。ただし、通信事業者のサービスが終了した場合はこの限りではない。
- (コ) インターネットを利用するためのプロバイダ契約を含めて提供すること。
- (サ) 通話は 1 台あたり 20 分/月無料で利用可能であり、全回線分を共有できること。
- (シ) 充電器及び充電ケーブル（1 m 程度）を台数分用意すること。充電ケーブルは端末メーカーの動作保証があること。調達端末に附属している場合は不要とする。
- (ス) テザリングが無料で可能であること。
- (セ) ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料において、契約期間中の金額が変動した場合にも契約金額が変動しないよう月額料金に含むこと。または、契約期間中に変動があった場合において、変更後の料金を請求するようができること。
- (ソ) 契約終了時の新端末への移行期間等に係る契約延長が必要になった場合、月単位など柔軟に契約延長が可能であり、違約金等が発生しないことが望ましい。
- (タ) 機器管理のための MDM サービスを導入し、契約期間中に本市担当者が MDM サービスを利用できること。なお、MDM サービスを用い回線の利用中断・再開ができるものとする。
- (チ) 提供可能な限り、災害時などの通信制限下においても優先的にキャリア回線から発信できるスマートフォンとすること。
- (ツ) 発注者の依頼により電波状況の調査を実施し、かつ調査の結果、電波状況が不安定であることが判明した場合、電波状況の改善を図ること。
- (テ) 携帯電話番号の発信規制が可能であること。
- (ト) 通常の実験時には携帯電話番号（0A0）を通知して発信するのではなく、固定

電話回線の番号（0267）を通知して発信できるようにすること。ただし災害時や障害時にはその限りではない。

- (ナ) 問題発生時の分析の為、FMC サービスとして提供する管理画面で通話履歴が確認でき、データ出力（CSV 等）ができる機能を有すること。また、通話履歴を確認する際に管理画面ログイン情報とは別の認証方式も有すること。

以上